別表六（九）付表　通算法人の一般試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「12の計」）－（別表六（九）「1」）		1		円
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)＋（別表六（九）「1」）		2		
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「13の計」）－（別表六（九）「4」）	3		
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)＋（別表六（九）「4」）	4		
	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「14の計」）－（別表六（九）「5」）	5		
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋（別表六（九）「5」）	6		
	合算増減試験研究費の額 (2)－(6)	7		
	合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8		
通算親法人の事業年度が令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合の合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八（二）「15の計」）－（別表六（九）「8」）	9		円
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)＋（別表六（九）「8」）	10		
	合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11		
合算税額控除割合の計算	(6)＝０の場合	12	0.085	
	(11)＞10％の場合の控除割増率 $((11)-\frac{10}{100})\times0.5$（0.1を超える場合は0.1）	13		
	通算親法人の事業年度が令和５年３月31日以前に開始した事業年度の場合 (8)＞9.4％の場合 $\frac{10.145}{100}+((8)-\frac{9.4}{100})\times0.35$	14		
	(8)≦9.4％の場合 $\frac{10.145}{100}-(\frac{9.4}{100}-(8))\times0.175$（0.02未満の場合は0.02）	15		
	合算税額控除割合 ((12)、(14)又は(15))＋((12)、(14)又は(15))×(13)（小数点以下３位未満切捨て）（0.14を超える場合は0.14）	16		
	通算親法人の事業年度が令和５年４月１日以後に開始する事業年度の場合 (8)＞12％かつ通算親法人の事業年度が令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100}+((8)-\frac{12}{100})\times0.375$	17		
	(12)及び(17)以外の場合 $\frac{11.5}{100}-(\frac{12}{100}-(8))\times0.25$（0.01未満の場合は0.01）	18		
	合算税額控除割合 ((12)、(17)又は(18))＋((12)、(17)又は(18))×(13)（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）	19		
試験研究費基準額 (4)×((16)又は(19))		20		円

他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八（二）「16の計」）－（別表六（九）「19」）		21		円
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (21)＋（別表六（九）「19」）		22		
法人税額基準額の計算	(11)＞10％の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times2$（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）	23		
	通令開始親５し法年た人３事の月業事31年業日度年以の度前場がに合 基準年度比合算売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合（別表六（十三）「11」）	24		
	法人税額基準額 ((22)＋（別表六（十五）「9」））×(0.25＋(23)＋(24))	25		円
	通令開始親５す法年る人４事の月業事１年業日度年以の度後場がに合 (8)＞４％かつ通算親法人の事業年度が令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合 $((8)-\frac{4}{100})\times0.625$（小数点以下３位未満切捨て）（0.05を超える場合は0.05）	26		
	(8)＜マイナス４％かつ通算親法人の事業年度が令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合（(11)＞10％の場合を除く。） $((8)+\frac{4}{100})\times0.625$（小数点以下３位未満切捨て）（マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05）	27		
	法人税額基準額 ((22)＋（別表六（十五）「9」））×(0.25＋(((23)と(26)のうち高い割合)又は(27)))	28		円
税額控除可能額 ((20)と((25)又は(28))のうち少ない金額)		29		
控除分配割合 （別表六（九）「19」）÷(22)		30	———	
税額控除可能分配額 (29)×(30)		31		円
この申告が修正申告である場合	当初申告税額控除可能額（当初申告の(29)）	32		
	当初申告税額控除可能分配額（当初申告の(31)）	33		
	(29)≧(32)の場合 (33)	34		
	(29)＜(32)の場合 税額控除超過額 (32)－(29)	35		
	(33)＞０の場合の税額控除可能分配額 (33)－(35)（マイナスの場合は０）	36		
	(35)＞(33)の場合の税額控除超過取戻税額 (35)－(33)	37		
	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える場合 非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	38		
	(38)の法人税額相当額	39		
	(39)の当期税額基準額 ((39)×(0.25＋(23)＋(24)))又は((39)×(0.25＋(((23)と(26)のうち高い割合)又は(27))))	40		
	調整後税額控除可能額 ((20)と(((25)又は(28))－(40))のうち少ない金額)	41		
	(32)＞(41)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (32)－(41)	42		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）